

官民競争入札等監理委員会 ヒアリング用資料(国際交流基金)

外務省

平成18年9月20日

目次

1. 国際交流基金の概要
2. 公共サービス改革法に基づく官民競争入札等の対象とすることについての所見及び措置の概要
3. 参考資料

国際交流基金について



設立経緯：1972年10月 外務省所管の特殊法人として設立
2003年10月 独立行政法人化

人員： 役職員数 230名（2006年度）

組織： 国内： 本部、京都支部、日本語国際センター（さいたま市）、
関西国際センター（大阪府田尻町）
海外： 18カ国に19事務所を設置

政府出資金：1,130億円

予算： 173億円（2006年度）

・ 運用資金からの運用収入	19億円	
・ 運営費交付金収入	134億円	
・ 寄付金	6億円	
・ 雑収入	2億円	
・ 承継積立金収入	11億円	等

国際交流基金の主な事業



文楽中南米公演

- ・文化人の派遣・招へい、市民青少年交流の支援
- ・造形美術、舞台芸術、映像出版等の各分野での文化交流 等

文化芸術交流



第2回中東文化交流・対話ミッション



日本語教材『あき子と友達』

- ・日本語教師の海外派遣
- ・海外の日本語教師、外交官等専門家の訪日研修
- ・日本語能力試験の実施、日本語教材の開発、寄贈 等

海外での
日本語教育

日本研究
・知的交流

- ・海外の日本研究者・日本研究機関の支援
- ・知的リーダー間の共同研究や対話の促進
- ・日米センター、日中交流センター 等

➡ 国・地域別観点から外交ニーズに長期的、総合的に対応

国際交流基金の特色

独立行政法人国際交流基金は、国際文化交流事業を総合的かつ効率的に行うことにより、我が国に対する諸外国の理解を深め、国際相互理解を増進し、及び文化その他の分野において世界に貢献し、もって良好な国際環境の整備並びに我が国の調和ある対外関係の維持及び発展に寄与することを目的とする。
(独立行政法人国際交流基金法第3条)

国際文化交流に係る外交政策を十分に踏まえつつ、長期的及び広範な視野から相手国との外交関係及び相手国の事情に即し、事業を行う。
(独立行政法人国際交流基金 中期目標)

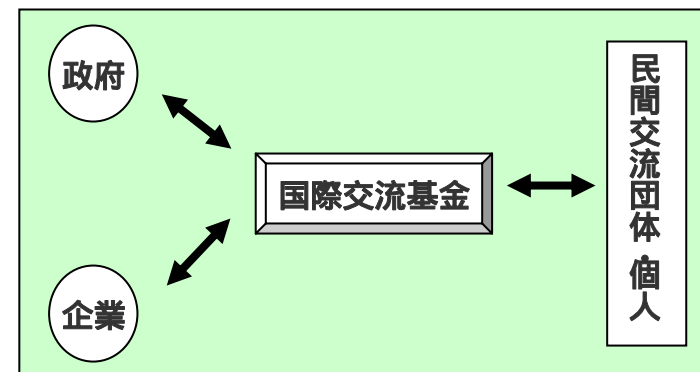
特色1

世界140カ国を対象に、多様なニーズに対応して文化交流事業を総合的に実施。海外事務所は19カ所(印)。全在外公館との緊密な連携による体制。



特色2

外交政策と連携しつつ、政府とは一步距離を置いた組織として、政府や民間では実施が困難な事業を行う。



政府・民間との違いを活かした活動

長期的な相互理解や
人材・組織の育成

外交政策と緊密に連携した
戦略的取り組み

国・地域別観点からの総
合的な取り組み

ソウル大学に 日本研究センター設立 (2005年2月4日朝日新聞報道)

国際交流基金がソウル大学に対して実施してきた協力の成果を核として、韓国初の日本研究センターが設立された。



第二回中東文化交流・対話ミッション
「伝統と近代化」シンポジウム(イラン)

「日韓文化交流5カ年計画」 の提案

日韓交流の中長期的強化を目的に、文化芸術交流、日本語教育、日本研究・知的交流事業を総合した5カ年計画を策定。H17年10月の日韓外相会議において紹介・提案し、韓国側の賛同を得た。

国際貢献・多
国間協働型等
の先駆的事业



アジア共同キュレーション「Have we met?」展

政府とは一歩
距離をおいて
行うべき事業
対象層・人へ
のアプローチ

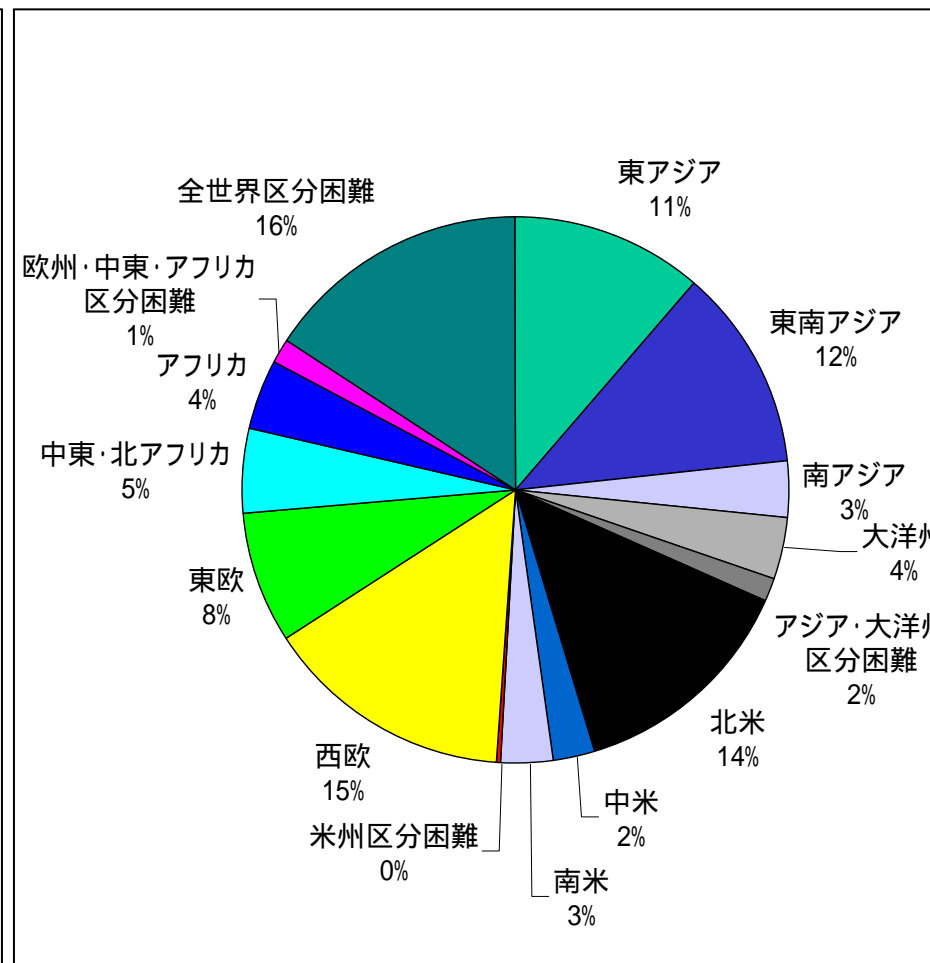
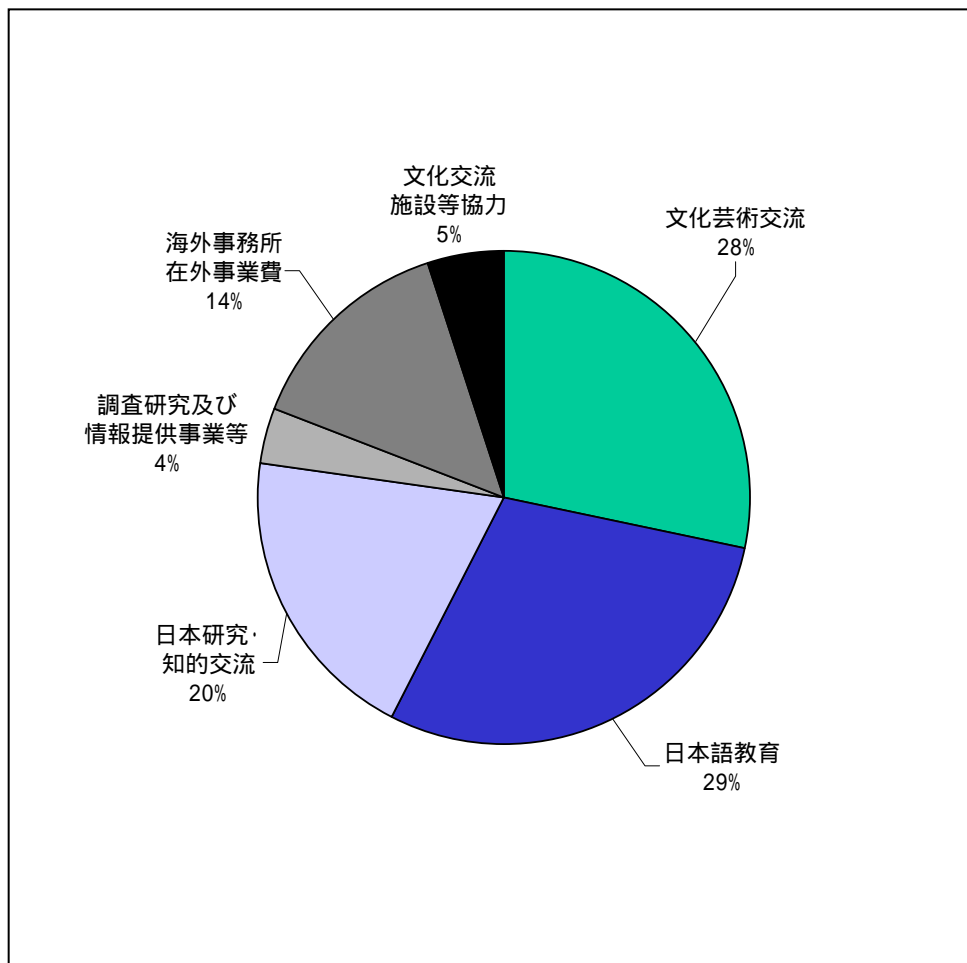
アル・アハラム紙の報道が中 東の対日理解促進に貢献

アル・アハラム紙の記者が、基金フェローシップで日本政治・外交を研究。アル・アハラム紙は、対テロ戦争に対する日本の支援について比較的冷静に日本側の事情を解説する記事を掲載。

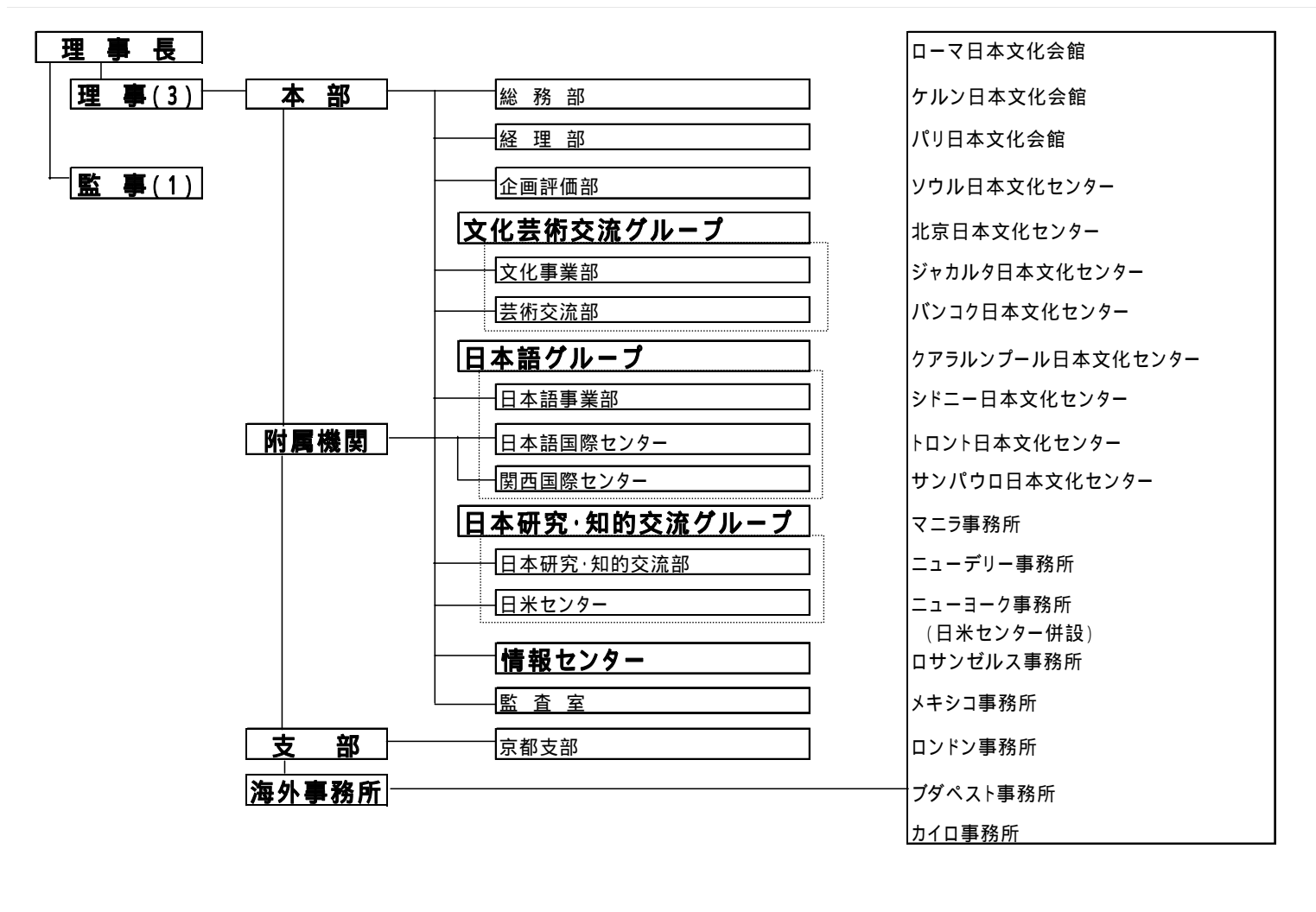
分野別・地域別でみた事業比率(平成17年度)

分野別

地域別



組織図(H17年度)



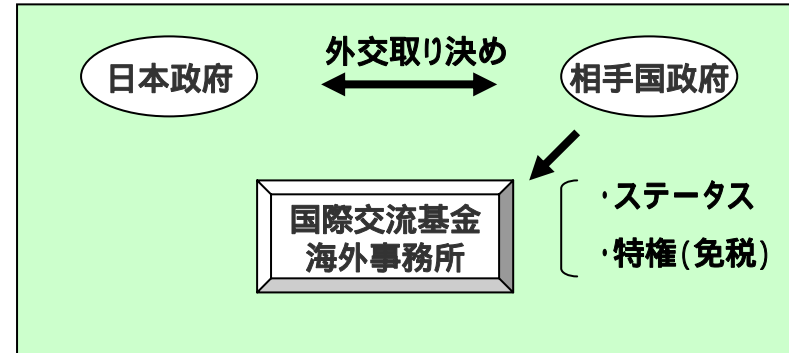
2. 所見

海外事務所運営業務について

国の外交政策の一環として、全世界の在外公館との緊密な連携、一体となった体制による運営。海外事務所は19カ所（印）。



相手国政府より外国政府機関（乃至それに準じる）としてのステータス（機関としての地位）及び各種特権（関税、付加価値税等免税）を付与。



民間活力の積極的活用例

✓官民共同での事務所運営

パリ日本文化会館は民間の強い要望を受けて政府が国際交流基金に運営させることとしたもの

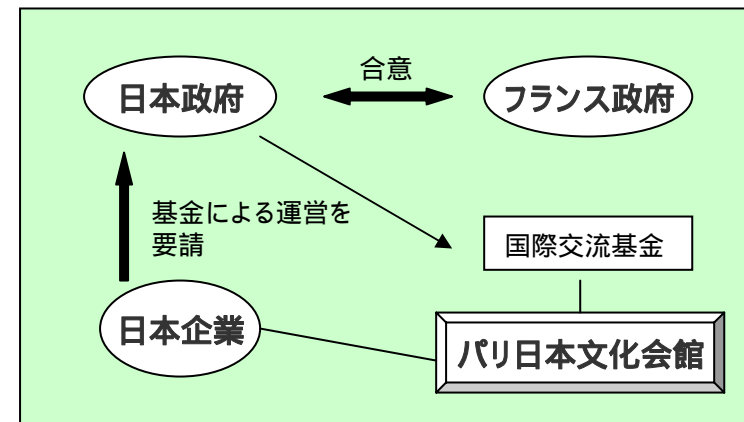
✓民間資金の導入

海外事務所事業等への企業協賛金、各種会費等

✓外部人材（企業OB等）の海外事務所長への登用

パリ、北京、ソウル

パリ日本文化会館の運営経緯



文化芸術交流事業について

外務省

中期目標

外交政策遂行上の緊急の要求



基金

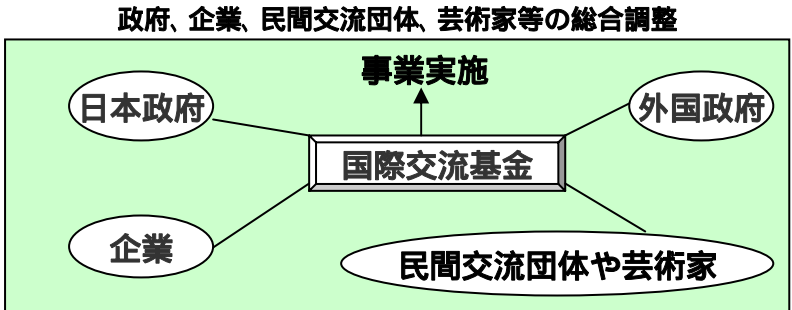
国・地域別の事業計画策定

- ・国・地域別の課題把握・施策立案
〔例：日韓文化交流5カ年計画(H17年10月日韓外相会議)〕
- ・国別での、最適な分野・プログラムの組み合わせ、具体的事業内容の企画立案
- ・日本語普及、日本研究・知的交流との総合調整



事業実施・評価

- | 分野 | (プログラム) |
|-----------|-----------------------------|
| ・人物の招聘・派遣 | (日本紹介のための文化人派遣、文化人短期招聘、等) |
| ・文化協力 | (文化協力 主催・助成) |
| ・市民青少年交流 | (市民青少年指導者交流、中高教員交流、等) |
| ・造形美術交流 | (国際展参加、海外企画展、海外巡回展、情報交流、等) |
| ・舞台芸術交流 | (海外公演、国内公演、国際舞台芸術共同制作、等) |
| ・映像出版交流 | (出版・翻訳協力、海外日本映画祭、テレビ番組交流、等) |

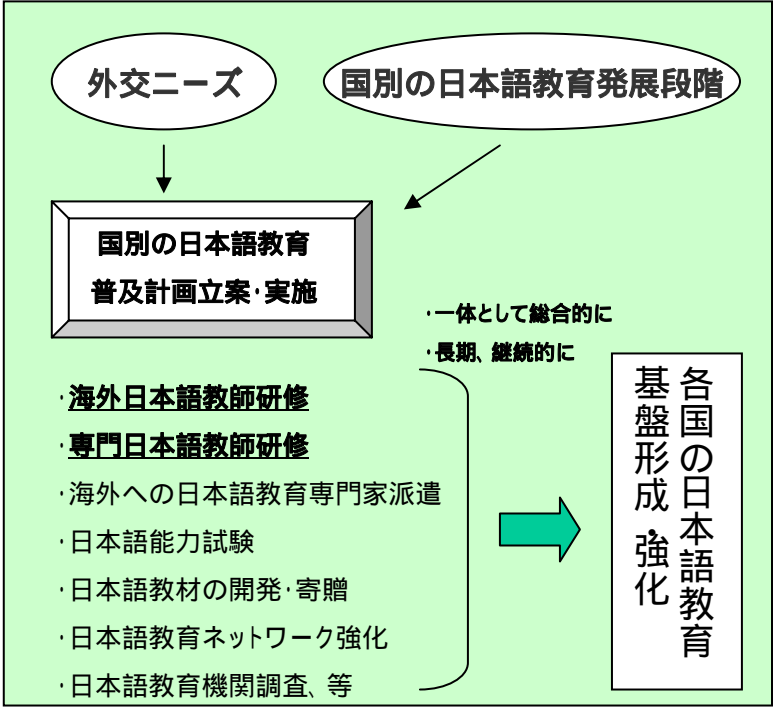


民間活力の積極的活用例

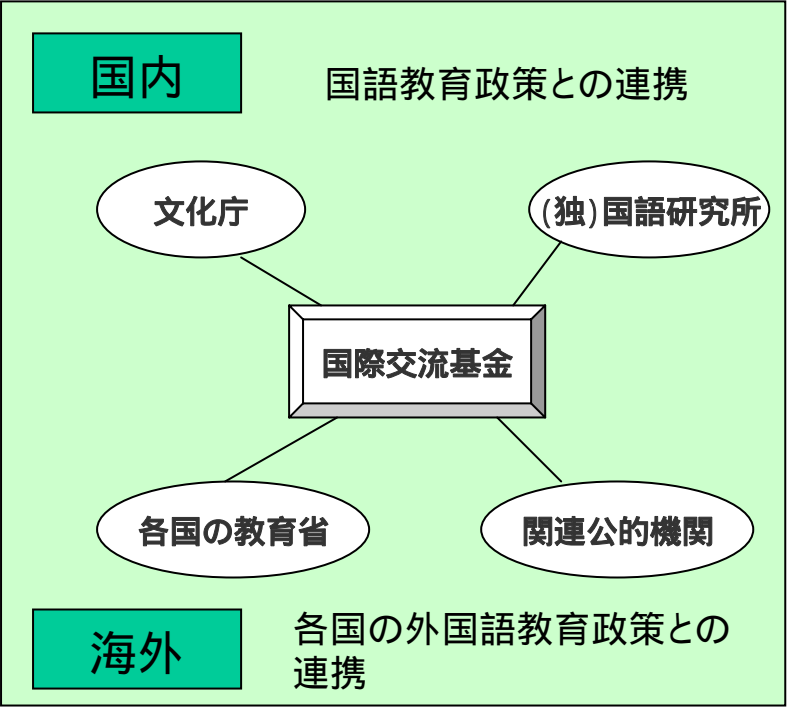
- ✓業務の効率化のため民間への業務委託：文化人等招聘に伴う国内接遇業務、公演機材・展示作品の国際輸送業務、等
- ✓民間団体との各種連携：共催事業「東京芸術見本市」（民間事業推進のための基盤整備に資するもの）等
- ✓民間資金の導入：各種事業等への企業協賛金、等

日本語研修事業について

全世界を対象とする日本語普及のため、国毎の日本語教育の発展段階に即し、各種事業を一体として総合的に、且つ長期・継続的に事業を実施。



日本の国語教育政策、海外各国の外国語教育政策との緊密な連携による事業の実施。



民間活力の積極的活用例

- ✓業務の効率化のため民間への業務委託：研修生来日に伴う国内接遇業務、施設管理業務
- ✓外部人材の日本語国際センター及び関西国際センター所長への登用：有識者、企業OB
- ✓大学との連携事業：政策研究大学院大学との連携による大学院コース等

海外事務所、文化芸術交流 措置の概要等

要望事項名	(独)国際交流基金の業務の民間開放について	
事業・業務の名称	(1)海外事務所運営業務 (2)文化芸術交流事業	
制度・業務の現状	<p>・(独)国際交流基金は、海外との国際文化交流を総合的かつ効率的に行うため、独立行政法人通則法第46条によって外務省から交付された運営費交付金及び運用資金の運用によって得られた資金により、同法人の中期目標による外務大臣の指示に沿って、海外事務所の運営、及び海外との文化芸術交流のための事業を企画・立案・実施している。</p> <p>・基金の海外事務所は、国の外交政策の一環として、在外公館と一体となった体制による運営がなされている。また、海外事務所の設置・運営及び文化芸術交流事業は、各業務が切り離されるものではなく、総合的かつ中期的な国別事業方針に則り、日本語事業や日本研究・知的交流事業との適切な組合せの下に遂行されている。</p> <p>なお、基金の業務及び海外事務所に関し、外交政策の遂行上緊急の必要があると認めるときは、外務大臣は必要な措置を求めることができることとしている(独立行政法人国際交流基金法17条)。</p> <p>・但し、国際交流基金以外の主体が国際文化交流を目的として海外に事務所・事業所を設置・運営すること、並びに文化芸術交流に係る事業を実施することについては、外務省としては特段、制度上の規制は設けておらず、海外での事務所設置・運営及び文化芸術交流事業への民間事業者の参入は、既に当該民間事業者側の判断により可能。</p>	
業務・事業の内容	目的及び概要	<ol style="list-style-type: none"> 1. 海外事務所運営業務：所在国及び周辺地域における本部事業の連絡調整、海外事務所事業の企画・実施、国際文化交流情報の発信・収集等を目的とする海外事務所運営業務。 2. 文化芸術交流事業：全世界を対象として実施する、わが国との国際相互理解を目的とする文化芸術交流事業。国際文化交流を目的とする人物の派遣・招聘事業、文化協力事業、市民青少年交流事業、造形美術交流事業、舞台芸術交流事業、映像出版交流事業。

	具体的実施方法（業務フロー別添）	<p>1. 海外事務所運營業務：(1)相手国政府機関、在外公館等関連機関との各種連絡・調整、(2)国別戦略の策定及び評価、(3)文化交流事業（在外事業）の企画、実施及び評価、(4)文化交流事業（本部事業）のアレンジ、現地受入及び評価、(5)本部助成事業の申請とりまとめ及び本部への意見具申、(6)外部に対する情報、サービス、小規模資金の提供、仲介、(7)日本に関する情報の提供（図書館運営、インクワイアリーサービス実施）、(8)現地文化事情、文化交流関連情報の収集、調査、分析及び蓄積、(9)本邦から来訪する事業関係者に対する各種便宜供与（空港送迎、宿舍留保等）、その他。</p> <p>2. 文化芸術交流事業：外務大臣よりの指示（中期目標）に基づき立案した事業戦略（中期計画）に沿って各国における外交上の必要性及び国・地域によって異なる日本理解・相互理解のレベルを勘案し、在外公館、基金事務所の要請に基づき文化芸術分野での相互理解促進に向けて事業（主催及び助成）を決定する。派遣者（個人・団体）、招へい者（個人・団体）、外務省、在外公館、在京各国大使館、公的機関との調整（事業内容、スケジュール、査証発給等）を行い、当該国（日本を含む）にて事業を実施。その後、事後評価を行う。</p>			
組織体系、業務量等	海外事務所運營業務	組織図：	業務量：2,039件（H17）	人員：62名（H17、常勤）	予算：2,743百万円（H17）
	文化芸術交流事業	別添ご参照	業務量：1,163件（H17）	人員：34名（H17、常勤）	予算：3,752百万円（H17）
措置の概要	D（公共サービス改革法に基づく官民競争入札等を含めて民間開放は不可能又は不適當）、E（事実誤認）				
	<p>1. 海外事務所運營業務：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度上、外務省としては特段、国際文化交流を目的とする海外での事務所・事業所の設置・運営に係る制度上の規制は設けておらず、海外での事務所の運營業務への民間事業者の参入は、既に当該民間事業者側の判断により可能。 ・ 一方、国際交流基金の海外事務所は、国の外交政策の一環として、在外公館と一体となった体制による運営がなされており、そのみを切り離せるものではない。 ・ 海外事務所は、相手国政府との取り決めに基づき設置・運営が認められている。わが国の中核的な国際文化交流専門機関として認知された公的な性格に照らし、その多くが相手国政府より外国政府機関（乃至はそれに準ずるもの）としてのステータス（機関としての地位）を得ており、関税や付加価値税等の免税措置等各種特権が与えられている。 				

	<p>2. 文化芸術交流：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度上、外務省としては特段、海外との文化芸術交流に係る制度上の規制は設けておらず、文化芸術交流事業への民間事業者の参入は、既に当該民間事業者側の判断により可能。 ・ 一方、海外との文化芸術交流の一部には、国の外交政策の一環として、全世界を対象に総合的な見地から推進すべき事業があり、人材育成を含む現地基盤形成や、国・地域別のきめ細かい視点に立った長期的・継続的な取り組みが求められる。 （独）国際交流基金の文化芸術交流事業は、外務大臣より指示を行った中期目標に基づき、（独）国際交流基金が文化芸術交流事業戦略たる中期計画を立案し、専門性及び外交上の必要性が高く、基金以外の機関では十分に実施することが難しい各種事業を一体として総合的に、且つ長期的・継続的に実施しているものである。 ・ 二国間文化協定等国際条約や取り決めにより国際交流基金が実施することとされている文化芸術交流事業については、基金でなければ実施することができない。 ・ 基金が行う助成金交付事業については、「補助金等に係わる予算の執行の適正化に関する法律」を準用している（国際交流基金法第13条）。 <p>（独）国際交流基金側が、事業の効果的・効率的な実施のため、当該海外事務所運営業務及び文化芸術交流事業の一部について民間委託を行うことは制度上排除されていないが、その判断については、独立行政法人制度の趣旨に鑑み、（独）国際交流基金側が自律的に判断すべきことである。</p>
<p>外部資源の活用状況 （主な外部委託契約 例別添）</p>	<p>1. 海外事務所運営業務：</p> <p>官民共同での事務所運営（パリ日本文化会館は民間の強い要望を受けて政府が国際交流基金に運営させることとしたもの）、外部人材の海外事務所長への登用（有識者、企業OB）、業務の効率化のため民間への業務委託（事務所の施設管理業務、事務所への物品購送業務等）、民間資金の導入（海外事務所事業等への企業協賛金、各種会費等）を進め、民間活力の活用を図っている。</p> <p>2. 文化芸術交流事業：</p> <p>業務の効率化のため民間への業務委託（文化人等招聘に伴う国内接遇業務、公演機材・展示作品の国際輸送業務、等）、民間団体との各種連携（共催事業等）、民間資金の導入（各種事業等への企業協賛金、等）を進め、民間活力の活用を図っている。</p>

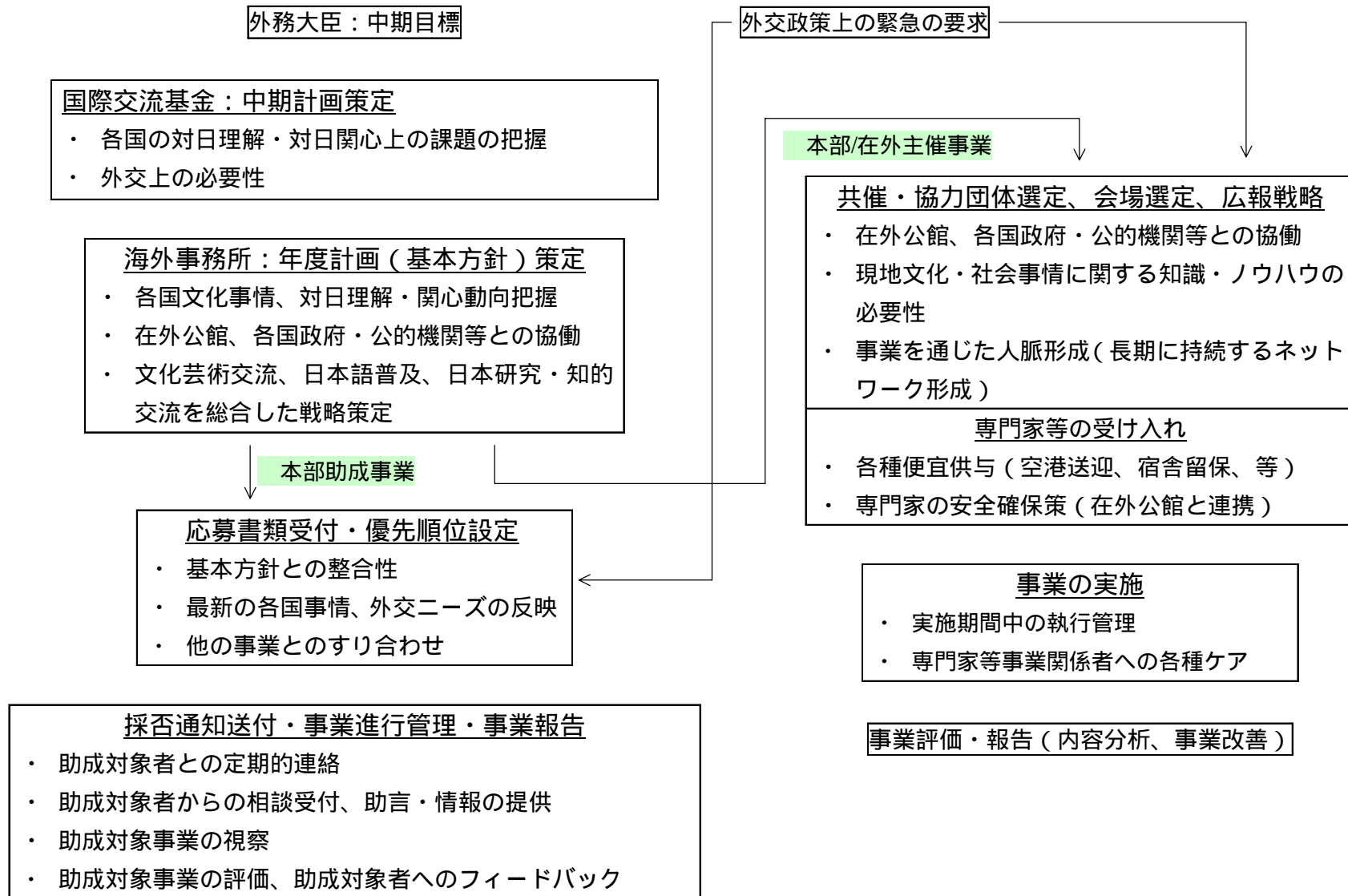
その他	<p>1 要望主体提出の別添参考資料「国際交流基金－民間開放に向けて」において、「実施事業数H16年度196件からH17年度は93件(47.4%)に削減されているにもかかわらず、職員数と人件費の削減につながっていない」との記述があるが、この件数は実施事業数ではなく、基金全体の「プログラム数」(プログラムとは、個別事業を分類・整理するための類型であり、実施事業件数とプログラム数は別)であり、文化芸術交流分野における事業実施件数は16年度858件からH17年度は1163件(35.5%増)に増加している。事実誤認であり、訂正を求めたい。なお、プログラム数については、事業の効率性向上のため、国の評価委員会等の求めに応じて、整理統合を図っているもの。</p> <p>1. 基金の海外事務所には、いわゆる事務室のみで、公共サービス改革法第2条第4項第1号イに掲げるサービス提供「施設の設置、運営、管理」にそもそも該当しないものもある。</p>
-----	---

日本語研修 措置の概要等

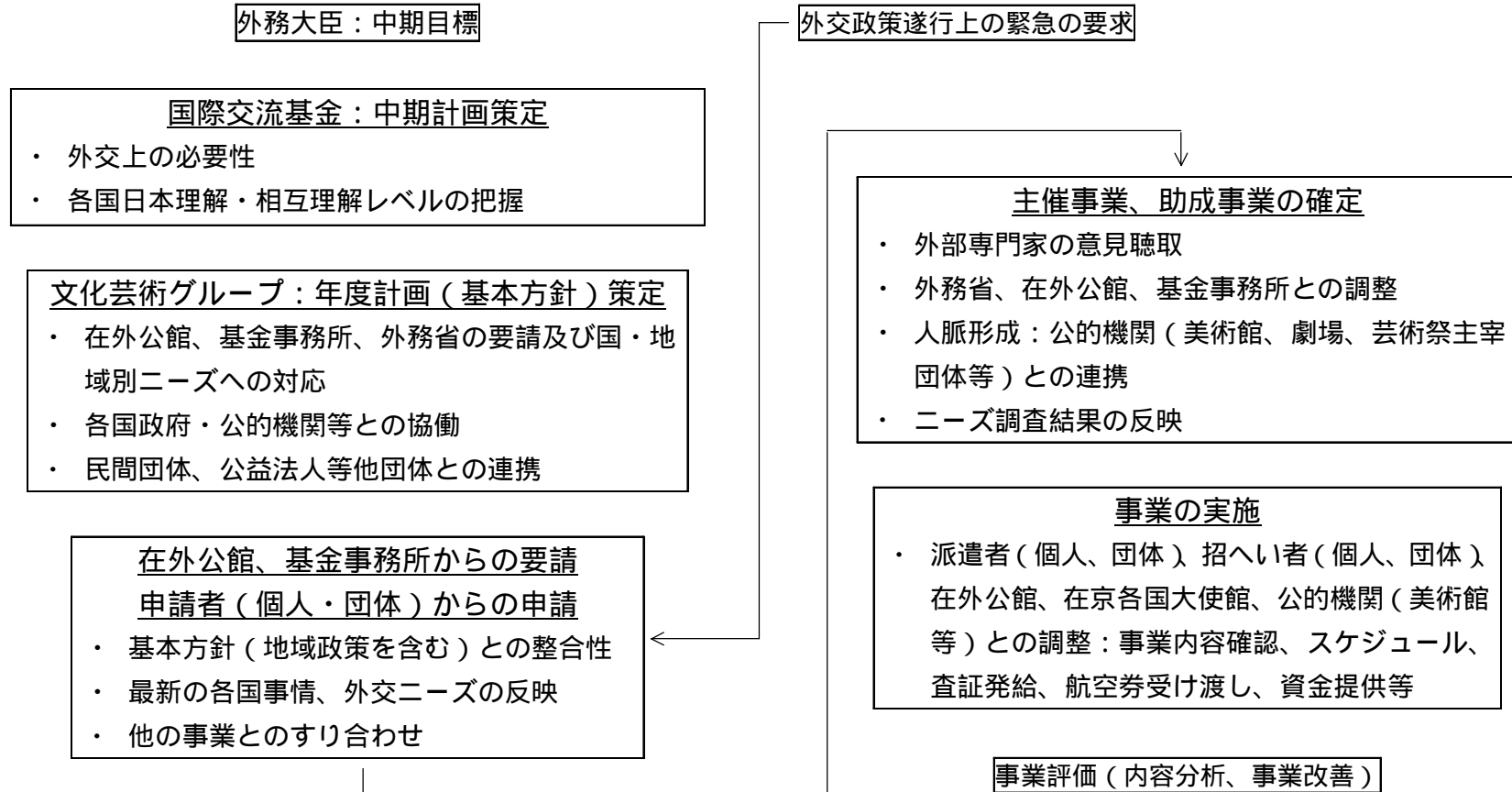
要望事項名	国際交流基金（日本語国際センター、関西国際センター）などの研修業務			
事業・業務の名称	日本語国際センター及び関西国際センターにおける研修事業			
制度・業務の現状	<ul style="list-style-type: none"> ・ (独)国際交流基金は、海外における日本語の普及を効果的に促進するため、独立行政法人通則法第46条によって外務省から交付された運営費交付金及び運用資金の運用によって得られた資金により、同法人の中期目標による外務大臣の指示に沿って、海外における日本語教育、学習への支援のための事業を企画・立案・実施している。 ・ (独)国際交流基金が海外で担う日本語教育は、日本国内における国語教育と密接な関係を有しているため、文化庁及び(独)国語研究所との緊密な連携の下に業務を実施している。 ・ 但し、同基金以外の主体が日本語教育に係る事業を実施することについては、外務省としては特段、制度上の規制は設けておらず、日本語教育事業への民間事業者の参入は、既に当該民間事業者側の判断により可能となっている。 			
業務・事業の内容	目的及び概要	海外での日本語普及を目的とした、海外日本語教師に対する研修、海外日本語学習者（外交官、公務員、司書、研究者・大学院生等）に対する研修業務。		
	具体的実施方法（業務フロー別添）	外務大臣よりの指示（中期目標）に基づき立案した事業戦略（中期計画）に沿って他の日本語事業との連携を図りつつ、対象国、対象層を確定し、各国における最新の日本語教育事情及び外交上の必要性を勘案し、参加者を決定。その後、ニーズ調査に基づき参加者の専門領域に合わせて、来日前のみならず、帰国後の継続学習の支援までを視野に入れた科目設定と教材開発を行う。併せて公的機関（在京大使館・各省庁など）、教育機関（小・中・高・大学など）、研究機関、地方自治体などの地域コミュニティ等とのネットワーク形成のためのプログラムを策定・調整し、研修を実施。その後、事後評価を行う。		
組織体系、業務量等	組織図：別添ご参照	業務量：759件（H17）	人員：9名（H17、常勤）	予算：706百万円（H17）

措置の概要	D (公共サービス改革法に基づく官民競争入札等を含めて民間開放は不可能又は不適當) E (事実誤認)
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現行制度上、外務省としては特段、日本語教育に係る制度上の規制は設けておらず、日本語教育事業への民間事業者の参入は、既に当該民間事業者側の判断により可能。 ・ 一方、海外における日本語普及は、国の外交政策の一環として、全世界を対象に総合的な見地から推進すべき事業であり、人材育成を含む現地基盤形成のための長期的・継続的な取り組みが求められる。(独)国際交流基金の日本語普及事業は、外務大臣より指示を行った中期目標に基づき、(独)国際交流基金が日本語普及戦略たる中期計画を立案し、専門性及び外交上の必要性が高く、基金以外の機関では十分に実施することが難しい各種事業(日本語教育専門家育成・研修、海外への日本語教育専門家派遣、教材開発、日本語能力試験、教材寄贈等)を一体として総合的に、且つ長期的・継続的に実施しているものである。 ・ 従って、基金が行う日本語普及事業は、民間事業者が円滑に事業を実施していくために必要となる基盤整備にも資するものである。 <p style="text-align: center;">(独)国際交流基金側が、事業の効果的・効率的な実施のため、当該研修事業の一部について民間委託を行うことは制度上排除されていないが、その判断については、独立行政法人制度の趣旨に鑑み、(独)国際交流基金側が自律的に判断すべきことである。</p>
外部資源の活用状況 (主な外部委託契約 例別添)	外部人材の日本語国際センター及び関西国際センター所長への登用(有識者、企業OB)、大学との連携事業(大学院コース等)、業務の効率化のため民間への業務委託(研修生来日に伴う国内接遇業務、施設管理業務)を進め、民間活力の活用を図っている。

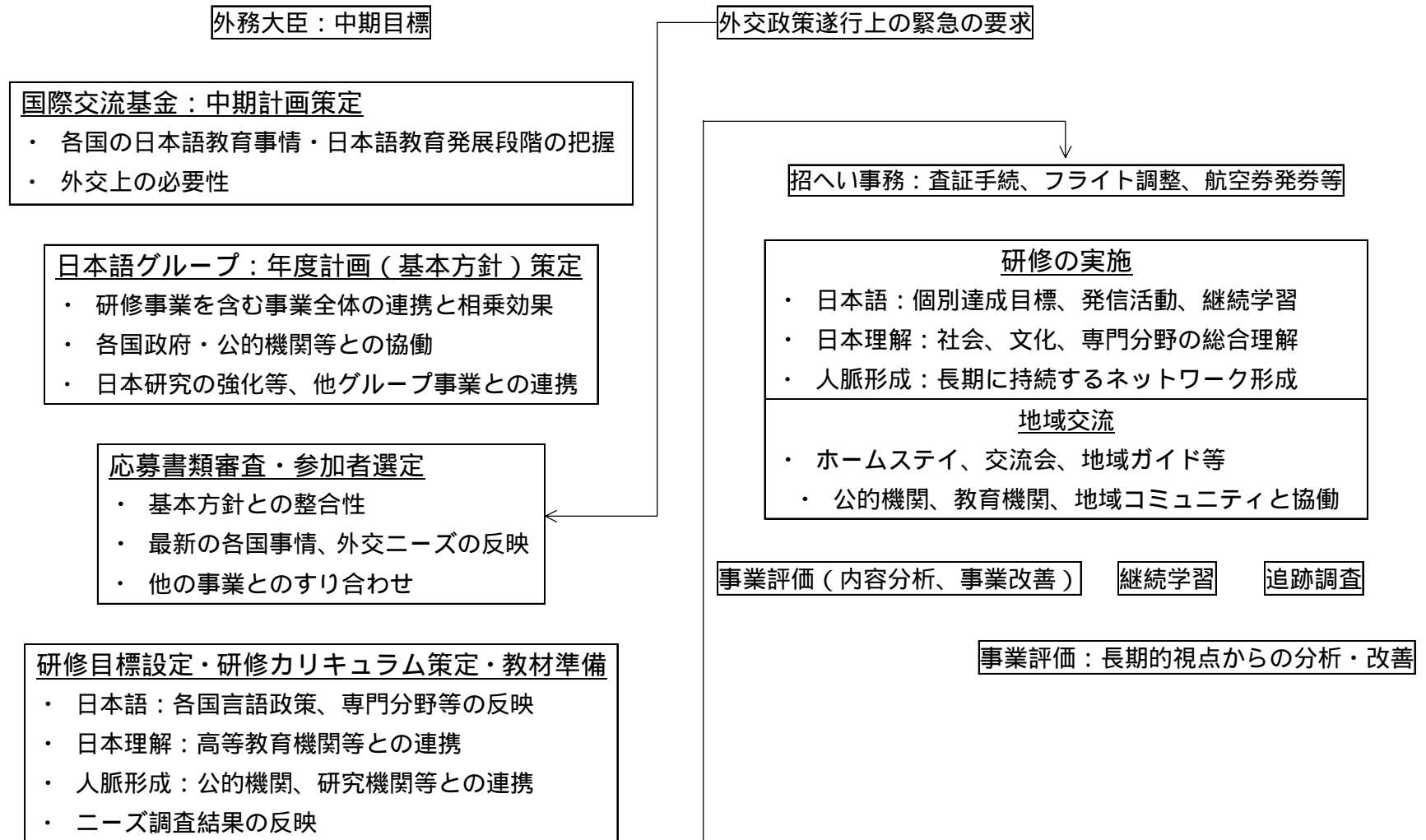
業務フロー (海外事務所)



業務フロー（文化芸術交流事業）



業務フロー（日本語研修事業）



行政改革(特殊法人等改革)

特殊法人等整理合理化計画

- ・ 集中改革期間(平成17年度まで)についての指摘事項
「外交政策上必要性の高いものに限定することにより事業量を縮小すること」

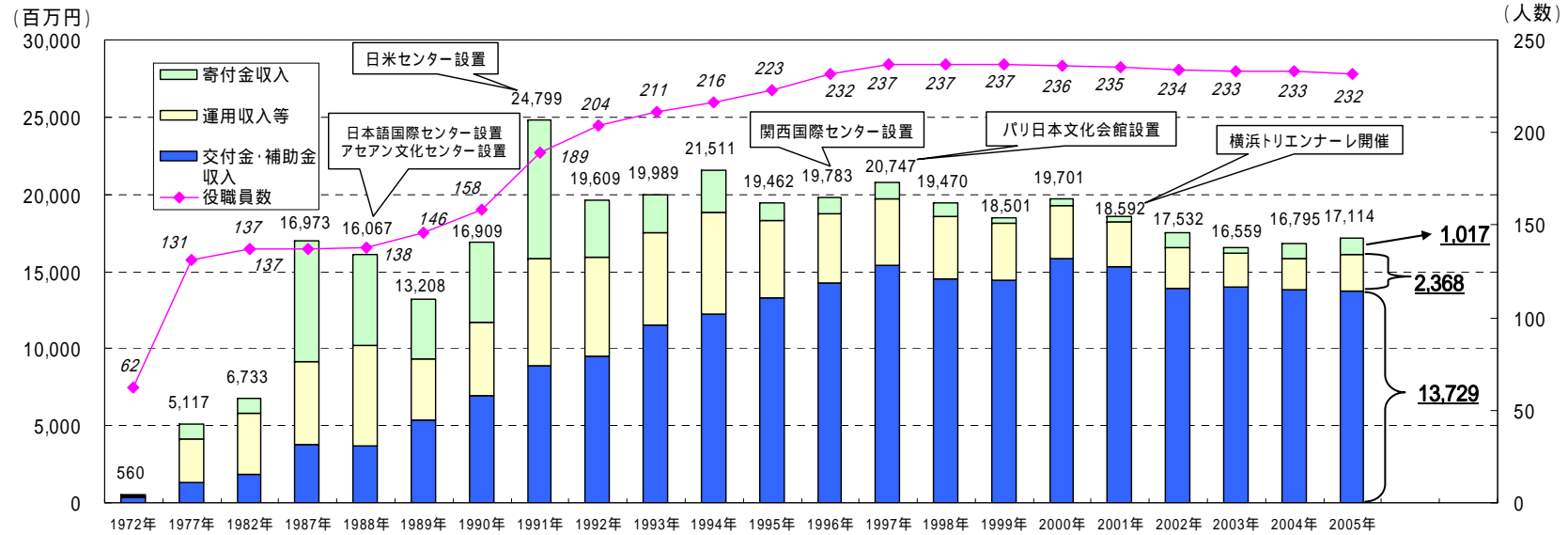
国際交流基金の中期目標

- ・ 国際文化交流事業を総合的かつ効率的に事業を実施していくために、外交政策上必要性の高いものに限定しつつ事業を実施すること
- ・ 機構の簡素化をはじめとして、機動的かつ効率的な組織体制を実現すること
- ・ 一般管理費を、中期計画期間中に、1割削減
- ・ 運営費交付金で充当される業務経費を、毎年1%削減

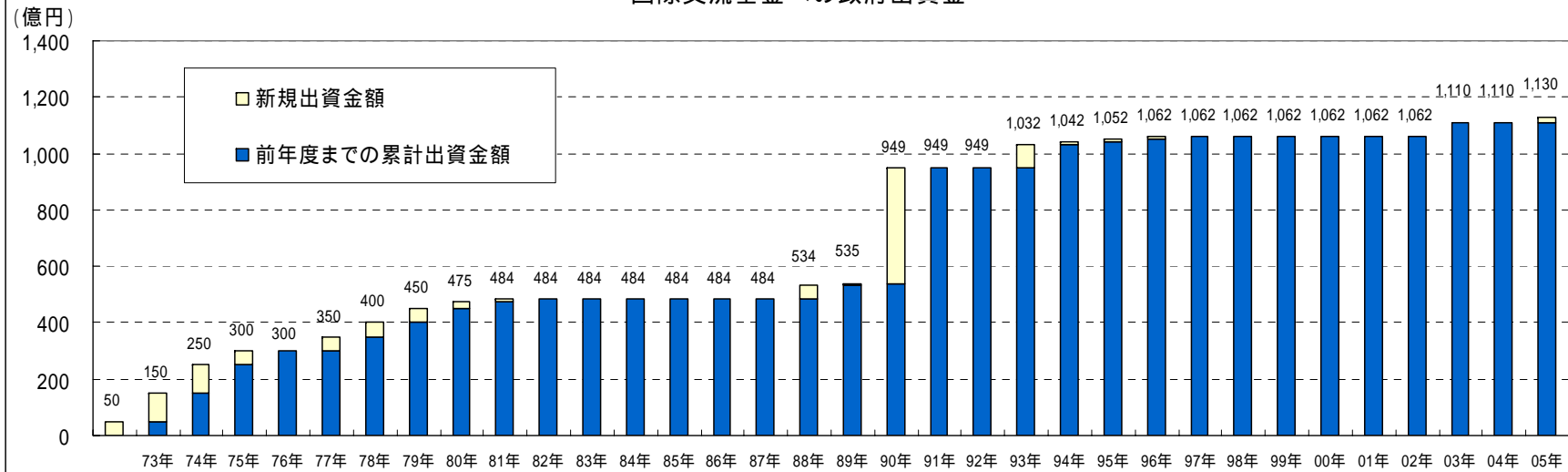
総人件費改革(閣議決定)

- ・ 人件費を5年間(平成18年度～22年度)で、5%削減

国際交流基金収入決算及び役職員数



国際交流基金への政府出資金



外部委託契約の例（H17年度）

海外事務所運営関係

件(品) 名	契約金額	契約方式	契約の相手方
平成17年度新聞・雑誌購送費	14,660,929	一般競争	株式会社
平成17年度海外事務所用図書購入	4,713,190	一般競争	株式会社
書類・印刷物の海外送付業務	17,404,610	一般競争	株式会社

その他

文化芸術交流事業関係

件(品) 名	契約金額	契約方式	契約の相手方
中高韓国グループ国内接遇業務委託	6,422,730	一般競争	社団法人 国際交流サービス協会
ひのき屋欧州ツアー公演機材輸送契約	4,970,445	随意	株式会社
ヒダじんば東欧ツアー公演機材輸送契約	2,941,286	随意	株式会社
維新派中南米公演公演機材輸送契約	3,048,959	随意	株式会社
佐藤健作和太鼓公演公演機材輸送契約	5,469,539	随意	株式会社
COSアジアツアー公演機材輸送契約	2,495,575	随意	株式会社
転換期展作品国際間輸送に係る業務	2,401,656	随意	株式会社
妖怪展作品国際間輸送業務委託	6,594,010	随意	株式会社
日本の知覚展出品作品輸送	5,172,180	随意	株式会社
クレイワーク展輸入・輸出通関・ダッカ宛輸送	2,804,568	随意	株式会社
基金所蔵美術品保管料	4,614,000	随意	株式会社
JBN編集・印刷・発送及び書誌情報データ	3,119,634	一般競争	株式会社

その他

日本語研修事業関係

件(品) 名	契約金額	契約方式	契約の相手方
建物等管理保守業務委託費 (日本語国際センター)	84,703,726	一般競争	株式会社
建物等総合管理委託費 (関西国際センター)	131,299,560	随意 (企画競争)	株式会社
在外邦人研修	4,405,050	一般競争	社団法人 国際交流サービス協会
豪州NZ研修	3,878,860	一般競争	社団法人 国際交流サービス協会
中国中等学校日本語教師研修接遇契約	4,572,830	一般競争	社団法人 国際交流サービス協会
短期研修(冬期)接遇業務委託費	7,772,520	一般競争	社団法人 国際交流サービス協会

その他